

証券コード 7138
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋二丁目3番6号
株式会社TORICO
代表取締役社長 安藤拓郎

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.torico-corp.com/ir/library/?category=shareholderMeeting>)

また上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」の欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内（3頁～4頁）をご高覧の上、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル4階 ベルサール九段 ルーム3

3. 目的事項

報告事項

1. 第18期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結計算書類の「連結注記表」・計算書類の「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

●書面郵送による議決権行使



当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時必着

●インターネットによる議決権行使



次頁をご参照の上、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2023年6月27日（火曜日）午後5時まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

●当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社（以下）までお問い合わせください。

- (1) インターネットによる議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 （9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 （平日9：00～17：00）

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>



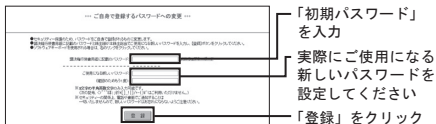
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。複数回、議決権行使がされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

※パスワード(株主様が変わされたものを含みます。)は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

※パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あん どう たく ろう 安藤 拓郎 (1973年6月4日生)	1998年4月 日本オラクル株式会社入社 2003年10月 三井物産株式会社入社 2005年2月 株式会社VIBE入社 2005年7月 当社創業 代表取締役社長(現任) 2012年10月 株式会社太平洋社 社外取締役 2015年9月 同社退社 2020年10月 株式会社漫画全巻ドットコム 代表取締役社長(現任) 2020年11月 株式会社スキマ 代表取締役社長(現任) 2021年11月 株式会社ROLL 代表取締役社長(現任) 2023年7月 当社台湾支社 支社長(現任) 2023年10月 TORICO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役(現任)	420,040株
2	こい ぬま まこと 鯉沼 充 (1973年5月20日生)	1998年4月 株式会社第一興商入社 2007年8月 当社入社 2007年10月 当社 取締役 2018年7月 当社 専務取締役 管理本部長(現任)	111,600株
3	たか はし まり ほ 高橋 まりほ (1974年1月19日生)	2007年8月 当社入社(アルバイト) 運営管理部 2011年4月 当社入社(正社員) 運営管理部 2018年6月 当社 取締役 2021年4月 当社 取締役 コマース本部長(現任)	5,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	はま だ じゅん 濱 田 潤 (1982年3月18日生)	2007年4月 株式会社フルスピード入社 2010年12月 当社入社 2018年6月 当社 取締役 2021年4月 当社 取締役 メディア本部長(現任)	5,200株
5	ひろ き きょう へい 廣 木 響 平 (1980年3月15日生)	2002年5月 株式会社図書館流通センター入社 2016年4月 同社 東京営業部担当部長 2018年4月 株式会社図書館総合研究所 主任研究員 2019年4月 株式会社図書館総合研究所 取締役 2020年4月 株式会社図書館総合研究所 代表取締役専務 2020年6月 当社 取締役(現任) 2021年4月 株式会社図書館総合研究所 代表取締役社長(現任) 2021年4月 株式会社図書館流通センター 取締役	一株

- (注) 1. 当社は、廣木響平氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記契約を継続する予定です。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と間で締結しており、これにより、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 廣木響平氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、出版流通業界やIT業界及びその経営に対して知見が深く、経営者としての他社での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営の監査及び監督機能の強化に適任であると判断し、公正かつ客観的な見地からの確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただくことを期待した為であります。また、同氏は当社からの独立性を有しており、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。
5. 廣木響平氏は、当社の社外取締役であり、本総会終結時において社外取締役在任年数は3年となります。
6. 代表取締役社長安藤拓郎氏の所有株式には、同氏の資産管理会社である株式会社Aが保有する株式数を含んでおります。
7. 専務取締役鯉沼充氏の所有株式には、同氏の資産管理会社である株式会社373が保有する株式数を含んでおります。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2020年6月17日開催の当社第15回定時株主総会において、年額100,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式は、①一定期間継続して当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあったことを条件とする「在籍条件型譲渡制限付株式」と、②当社取締役会が予め設定した業績を達成することを条件とする「業績条件型譲渡制限付株式」の2種類で構成することとします。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.54%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は5.4%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告22頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、下記（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更予定の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数2万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。但し、当該総株数は、原則として、対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しており、実質的には1事業年度あたり6,666株程度となります。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

i. 在籍条件型譲渡制限付株式

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

ii. 業績条件型譲渡制限付株式

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合、又は、当社取締役会において予め設定された業績条件を達成しなかった場合には、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

i. 在籍条件型譲渡制限付株式

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社及び子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

ii. 業績条件型譲渡制限付株式

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社及び当社子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったこと、並びに当社取締役会において予め設定された業績条件の達成を条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(4) 組織再編等における取扱い

i. 在籍条件型譲渡制限付株式

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（以下、「組織再編等承認時」という。）には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ii. 業績条件型譲渡制限付株式

当社は、組織再編等承認時において、当社取締役会が予め設定した業績条件の達成が合理的に見込まれる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

（ご参考）

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、当社の業績及び経済情勢等を勘案し、職責・役位に応じた「固定報酬」と、業績に連動した報酬である「賞与」並びに、株主との価値共有を図るための非金銭報酬である「株式報酬」で構成されております。

2. 固定報酬の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

「固定報酬」については、月例の報酬とし、各期の業績、経済情勢、職責、貢献度等を総合的に勘案し協議した後、役員報酬規程に定める役職毎の報酬レンジの範囲で決定します。

3. 賞与の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

「賞与」については、会社の経常的な活動の成果を表す指標として経常利益の予算対比実績を採用します。

4. 株式報酬の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

「株式報酬」については、職責等に応じ、新株予約権を割り当てます。

また、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てます。なお、譲渡制限付株式は、①一定期間継続して当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあったことを条件とする「在籍条件型譲渡制限付株式」と、②当社取締役会が予め設定した業績を達成することを条件とする「業績条件型譲渡制限付株式」の2種類で構成することとします。

5. 固定報酬の額・賞与の額・株式報酬の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模の企業や当社と関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、決定します。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会の決議により決定します。

なお、「固定報酬」及び「賞与」について、当社は、各取締役の評価を行うのは、当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると判断し、取締役会の決議により、代表取締役社長安藤拓郎に対して、取締役の個人別報酬額の決定を委任します。委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた同氏は、当社役員報酬規程に基づき、社外取締役及び監査役の意見を踏まえた上で、個人別報酬額を決定します。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の落ち着きとともに行動制限も段階的に緩和され、旅行及び外出に対する個人消費が緩やかに持ち直す等、社会経済活動の正常化が徐々に進みました。一方で、2022年2月からのロシアのウクライナ侵攻により顕在化した地政学的リスクの長期化や原材料・資源価格の高騰、サプライチェーンの混乱による経済活動への影響、世界的なインフレの加速と米国をはじめとする主要各国での金融引締め、急激なドル高円安による輸入価格の上昇などわが国経済を取り巻く世界情勢は予断を許さず、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当連結会計年度の当社主力のECサービスの属する市場環境としましては、アフターコロナでの行動制限の緩和とともに外出を伴う消費行動が正常化に向かう一方で、相対的に巣ごもり需要が沈静化し、出版流通業界全体において売上高が前年を下回る状況が年間を通して顕在化しております。公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所が発刊している出版月報2月号及び出版指標2023年春号によると、当連結会計年度にあたる2022年4月～2023年3月の書籍雑誌推定販売金額は、前年同期比6.4%減となっており、当社が属する紙コミックスの同期間の市場動向も出版流通業界全体の傾向と同様に前年同期比で13.4%減の状況となっております。

そのような環境の中で、当連結会計年度における当社の売上高は、下半期(2022年10月～2023年3月)においては映画「THE FIRST SLAM DUNK」の大ヒットによる原作コミック需要が高まったことや、行動制限の解除等によってイベントサービスが拡大したことで前年同期比で増収を確保したものの、上半期(2022年4月～2022年9月)の巣ごもり需要の沈静化による紙コミック市場減速の影響を補うまでに至らず、通期の売上高は、出版流通業界全体の傾向と同様に前年同期比を下回る結果となりました。

主力ECサービスの主要なKPIについては、当連結会計年度を通しての当社サービスのECサイトに訪れるユーザー数は39.9百万人(前年同期間37.6百万人、前年同期比6.1%増)と前年からの拡大は図れておりますが、ECサービスの購買率については1.09%(前年同期間1.32%、前年同期比0.23%減)と前年同期と比較して低下しており、巣ごもり需要のあった前期と比較して、明確な購買目的を持ったユーザーが減少したことで売上減収となったと考えております。

一方で、当社グループが成長サービスとして位置づけるイベントサービスについては、当連結会計年度におきましては、2022年3月に新規オープンした名古屋店舗を含む国内4店舗のイベント開催及び、ECの活用によるイベントグッズ販売の両方が大きく拡大したことに加えて、2022年12月より海外進出の第一歩となる台湾での営業を開始いたしました。その結果、同サービスの売上高は、前年同期比で145.8%増と大幅な成長となりました。

上記の施策の結果、当連結会計年度における売上高は5,004,262千円（前年同期比7.2%減）、営業利益は130,680千円（前年同期比34.5%減）、経常利益は128,411千円（前年同期比38.2%減）となりました。また、本社移転に伴い、当連結会計年度において現本社の建物付属設備の減損損失として18百万円を特別損失に計上したこと等により、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は74,365千円（前年同期比51.3%減）となりました。

（注）当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載しておりません。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は27百万円であり、主な内容はイベントグッズ製作用機器等であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として400百万円の調達を行いました。また当社は有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による増資及び新株予約権（ストック・オプション）の行使によって総額45百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、これまで培ってきたビジネス基盤をさらに強化することで成長の持続を図るとともに、新規マンガビジネスの領域への積極的な取り組みを行うことで、高い成長率を維持することが重要と認識しております。また、コーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題と認識しております。

① サービスのブランド価値向上

当社のコミック全巻セットECサービスは、国内の紙のコミック書籍市場全体が近年減少し続けるトレンドの中で、大きな成長を継続しており、且つ「コミックのまとめ買い」サービス需要においては、当社は同様のサービスを専門的に供給する事業者として、2023年3月期においては、年間サービス売上高約44億円規模まで拡大しております。当社はこのような販売実績のアドバンテージをさらに強化すべく「漫画全巻ドットコム」をはじめとする各サービスのブランド価値向上に努めて参ります。

② 海外事業展開の推進

当社は、日本国内で展開するマンガビジネスの需要が、世界のマンガファンにも同様に大きな潜在需要があることを、これまで国内に訪れた外国人顧客の消費行動や、海外からのアクセスで利用されたサービス実績から認識しています。当社独自のビジネスノウハウを活かして国内からの発信のみならず、海外拠点を通じたEC、イベントビジネスを積極的に進めることで収益機会の拡大を図っていく方針であります。まずは文化的に親和性の高いアジアを足掛かりとして、将来的には全世界への事業拡大を目指して参ります。

③ システム技術及び物流機能の強化

当社は、多くのサービスをインターネット上で提供しており、サービス提供にあたりシステム稼働の安定性を確保することが重要な課題と認識しております。そのため、各サービスへのアクセス増大時の負荷分散や顧客満足度の向上に向けた機能開発、設備投資等の継続的な実施を行って参ります。また、商品取扱量の増加に合わせた物流倉庫機能の強化が重要であり、安定性・安全性の向上に取り組んで参ります。

④ 優秀な人材の確保及び内部統制、コンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたり、従業員のモチベーションを高める人事施策や労働環境の構築に努めながら、当社のミッションやバリューに共感し、今後の事業展開に賛同し、積極的に活躍できる優秀な人材の採用に取り組んで参ります。また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

⑤ M&Aの活用

新規事業及び周辺事業の拡大のためには、M&Aも有効な手段であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資対効果はもちろん、対象企業の将来性や当社ビジネスとのシナジーの有無を十分に検討した上で、積極的に取り組んで参ります。

⑥ 持続可能な社会への取り組み

当社は、今後の企業活動が長期的な視点で社会に与える影響を考慮し、経済価値のみならず持続的に社会価値を創出する企業を目指し経営を進めていくことが必要だと考えております。特に全ての従業員に対して年齢、性別、国籍に関わらない公平な賃金の支払いに努めるとともに、ジェンダー・ペイ・ギャップの解消を目指していくことや、各自の能力を十分に発揮できる成長機会の提供と入社時の雇用形態に捉われない公平な評価を目指していくことを重視しております。

⑦ 流動性の確保及び企業価値の拡大

当社株式の流通株式数は投資家による売買を通じて変動することとなりますが、今後においても取引所が定める株式要件を充足し続けるために、流動性確保に努める方針です。当社の経営方針・経営戦略に沿い、事業規模・売上高並びに利益額・利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させることで流通株式時価総額の拡大に努める方針です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第15期	2020年度 第16期	2021年度 第17期	2022年度 (当期)第18期
売 上 高 (千円)	3,173,891	4,991,170	5,390,861	5,004,262
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	△2,730	254,307	152,783	74,365
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△6.75	628.85	241.21	60.37
総 資 産 (千円)	1,046,566	1,503,556	1,930,277	2,247,389
純 資 産 (千円)	434,905	689,212	1,071,367	1,164,935
1株当たり純資産 (円)	△730.69	△101.84	884.74	952.87

- (注) 1. 第17期より連結計算書類を作成しておりますが、第15期より金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として掲載しております。
2. 当社は2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 第17期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第17期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第15期	2020年度 第16期	2021年度 第17期	2022年度 (当期)第18期
売 上 高 (千円)	3,174,371	4,991,650	5,391,461	5,004,742
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△30,840	273,231	153,783	75,264
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△6.12	629.16	242.79	51.16
総 資 産 (千円)	1,028,551	1,504,543	1,932,188	2,248,383
純 資 産 (千円)	417,101	690,332	1,073,488	1,167,220
1株当たり純資産 (円)	△728.24	△99.07	886.49	955.35

- (注) 1. 当社は2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 第17期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第17期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ROLL	9,990千円	100.0%	WEB・アプリサービス
株式会社漫画全巻ドットコム	1,000千円	100.0%	WEB・アプリサービス
株式会社スキマ	1,000千円	100.0%	WEB・アプリサービス
TORICO SINGAPORE PTE. LTD.	400千SGドル	100.0%	イベントサービス・ECサービス

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業	主要製品
ECサービス	eコマース関連サービス (日本国内) 主要サービス等:「漫画全巻ドットコム」
デジタルコミック配信サービス	国内マンガWEB・アプリサービス「スキマ」 海外マンガWEB・アプリサービス「MANGACLUB」
イベントサービス	イベント開催・グッズ書籍販売店舗 (日本国内5拠点:池袋、渋谷、名古屋、大阪、行橋、海外1拠点:台湾) 国内グッズ販売サイト:「マンガ展」

(8) 主要な営業所及び店舗 (2023年3月31日現在)

本社 社:東京都千代田区
倉庫 (本社併設):東京都千代田区
倉庫 庫:東京都足立区
マンガ展 池袋:東京都豊島区
マンガ展 渋谷:東京都渋谷区
マンガ展 名古屋:愛知県名古屋市東区
マンガ展 大阪:大阪府大阪市中央区
L i b r a r i o S H O P :福岡県行橋市
マンガ展 台湾:台北市

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
173 名	14 名

(注) 従業員数にはアルバイトの年間平均雇用人員100名を含めております。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	227,846 千円
株式会社りそな銀行	100,000 千円
株式会社みずほ銀行	89,998 千円
株式会社日本政策金融公庫	68,920 千円
株式会社京葉銀行	35,839 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,600,000株
(2) 発行済株式の総数 1,242,820株
(3) 株主数 1,050名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
安藤 拓郎	380,040株	31.2%
石井 昭	203,400株	16.7%
鯉沼 充	89,200株	7.3%
株式会社A	40,000株	3.3%
ML I F O R C L I E N T G E N E R A L N O N T R E A T Y - P B	39,400株	3.2%
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	38,920株	3.2%
株式会社373	22,400株	1.8%
株式会社SBI証券	21,400株	1.8%
日本証券金融株式会社	16,800株	1.4%
楽天証券株式会社	9,400株	0.8%

- (注) 1. 当社は、自己株式 (24,300株) を保有しておりますが、上記表には記載しておりません。
2. 持株比率は自己株式 (24,300株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議の日		2013年6月20日	2014年6月26日
新株予約権の数		182個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 7,280株 (新株予約権1個当たり40株)	普通株式 800株 (新株予約権1個当たり40株)
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 850円	1株当たり 850円
新株予約権の行使期間		2015年6月22日から 2023年6月20日まで	2016年6月28日から 2024年6月26日まで
新株予約権の行使の条件		<p>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	保有者数 2名 保有数 182個 目的である株式の数 7,280株	保有者数 1名 保有数 20個 目的である株式の数 800株
	社外 取締役	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株	保有者数 一名 保有数 一個 目的である株式の数 一株

		第7回新株予約権	
発行決議の日		2020年11月26日	
新株予約権の数		280個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 11,200株 (新株予約権1個当たり40株)	
新株予約権の発行価額		無償	
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 625円	
新株予約権の行使期間		2022年11月28日から 2030年11月26日まで	
新株予約権の行使の条件		<p>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 保有数 目的である株式の数	2名 280個 11,200株
	社外 取締役	保有者数 保有数 目的である株式の数	1名 1個 1株

(注) 2022年1月21日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2023年3月31日現在）
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
安藤 拓郎	代表取締役社長	
鯉 沼 充	専務取締役	管理本部長
高橋 まりほ	取締役	コマース本部長
濱田 潤	取締役	メディア本部長
廣木 響平	取締役	株式会社図書館流通センター 取締役 株式会社図書館総合研究所 代表取締役社長
大和 政之	常勤監査役	
森 孝司	監査役	株式会社図書館流通センター 取締役経営管理室長
佐藤 孝幸	監査役	佐藤経営法律事務所 所長弁護士 株式会社フィル・カンパニー 社 外取締役（監査等委員） AI inside株式会社 社外取締役 （監査等委員） 全研本社株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役廣木響平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大和政之氏、森孝司氏及び佐藤孝幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役森孝司氏は、税理士資格を保有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役廣木響平氏、監査役大和政之氏、森孝司氏及び佐藤孝幸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中に退任した取締役は次の通りであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
四柳剛	2022年6月28日	辞任	取締役兼開発本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社は役員報酬等の額に関する方針を、当社の「役員報酬規程」において定めております。当社の「役員報酬規程」は2020年6月17日の取締役会にて決議しております。

・決定方針の内容の概要

当社の役員報酬については、当社の業績及び経済情勢等を勘案し、職責・役位に応じた「固定報酬」と、業績に連動した報酬である「賞与」並びに、株主との価値共有を図るための報酬である「株式報酬」で構成されております。

賞与については、取締役のみを対象とし、経営に対する独立性の観点から、監査役は対象としておりません。また「株式報酬」については、役員職責等に応じ、取締役を対象として新株予約権を発行しております。

「固定報酬」については、株主総会で報酬総額の限度額を決議し、取締役会にて各期の業績、経済情勢、職責、貢献度等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長安藤拓郎が役員報酬規程に定める役職毎の報酬レンジの範囲で決定します。

監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内において業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

「賞与」については、会社の経常的な活動の成果を表す指標として経常利益の予算対比実績を参考指標として、取締役の報酬等の一部として、株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。「株式報酬」については、株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2020年6月17日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額については、年額100,000千円以内とし、監査役の報酬等の限度額については、年額30,000千円以内と決議しております。同株主総会終結時の取締役員数は6名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は2名（うち社外監査役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、各取締役の評価を行うのは、当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると判断し、取締役会の決議により、代表取締役社長安藤拓郎に対して、取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた同氏は、当社役員報酬規程に基づき、社外取締役及び監査役の意見を踏まえた上で、個人別の役員報酬を決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（社外 取締役を除く）	50,220	50,220	—	—	5
監査役（社外 監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外取締役	2,850	2,850	—	—	1
社外監査役	9,750	9,750	—	—	3

(注) 1. 上記報酬等には退任した取締役1名を含んでおります。
2. 使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役廣木響平氏は当社の取引先である株式会社図書館流通センターの取締役であります。株式会社図書館流通センターとの2023年3月期の年間取引総額は639千円と僅少のため、独立性に影響を与える虞はないと判断しております。

社外監査役森孝司氏は当社の取引先である株式会社図書館流通センターの取締役であります。株式会社図書館流通センターとの2023年3月期の年間取引総額は639千円と僅少のため、独立性に影響を与える虞はないと判断しております。

社外監査役佐藤孝幸氏は佐藤経営法律事務所の所長弁護士、株式会社フィル・カンパニーの社外取締役、AI inside株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社メイコーの社外監査役並びに全研本社株式会社の社外監査役であります。なお、当社は兼職先との間には取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	廣木 響平	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回に出席し、議案審議等につき、出版流通業界やIT業界及びその経営に対する深い知見と経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	大和 政之	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、常勤監査役として意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	森 孝司	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、税理士としての専門的見地に基づき、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	佐藤 孝幸	当事業年度開催の取締役会には、17回中17回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、弁護士としての専門的見地に基づき、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針（内部統制システムの整備に関する基本方針）を、取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

取締役は、使用人が適切に行動するために当社グループ全体へ法令、定款、企業倫理方針、行動基準及び各規程を周知徹底させるとともに、問題点の把握と改善に努める。

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、監査役と連携して当社グループ全体の法令、定款、コンプライアンス体制の問題の有無を調査し、代表取締役社長に報告する。

法令違反、不正行為が行われたことを認知した場合、内部通報規程の定めにより、当社及びグループ会社の使用人は、内部通報窓口に通報する義務を負い、当社及びグループ会社は通報した使用人に対して当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を総括する責任部署を管理部とする。重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は法令及び文書管理規程に従い、定められた期間中、厳正に当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程及びその他体制

グループ全体のリスク管理については、当社取締役会にて、当社の成長規模、市場の変化に即し、リスクの想定や回避、対応策の検討及び危機発生時の管理体制の整備を行う。

経営危機発生が疑われる時は、リスク管理規程に基づき管理部長が内容を集約し代表取締役社長に報告する。代表取締役社長が経営危機に該当するかを判断し、経営危機と判断した場合には、代表取締役社長が委員長となり、管理部長を事務局長としたリスク管理委員会を招集してこれに対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自らが取締役の職務の効率性に関しての総括責任者となり、中期経営計画に基づき、グループ会社が目標に対して職務執行を効率的に行うよう監督する。

当社及びグループ会社の取締役ほか部門責任者は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、経営計画における各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。総括責任者である代表取締役社長は月に1回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、取締役のほか必要に応じて部門責任者に対して定期的に職務執行に関して報告させるとともに、効率的な職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営管理方針に基づき、グループ会社の業務遂行を指導、支援及び監督する。取締役会がグループ全体の業務執行機関として意思決定を行い、全体最適の観点から経営資源の配置・配分を決定し、当社グループの企業価値の向上を図る。

当社は、グループの内部監査方針に基づき、内部監査室がグループ全体の監査を定期的実施することができるよう体制を整備し、必要に応じて内部監査室と監査役が連携し業務の適正の確保を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき者を置くことを求めることができる。また、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき者を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役が当該補助すべき者に対する指揮権をもち、取締役の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事考課、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は社内会議の全てに出席できるものとし、取締役及び使用人から監査役監査規程にしたがって、内部統制システムの整備に関わる部門の活動状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、業績及び業績見込みの発表内容、適時開示情報、内部通報制度の運用状況、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を示す社内稟議書及び各種申請書、重要な契約の内容などの報告を適宜受けるものとする。

当社及びグループ会社は、監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行わない。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社及びグループ会社の取締役は、取締役及び使用人が監査役監査に対する理解を深め、監査役の環境を整備するよう努めるものとする。

監査役は代表取締役社長との間に意見交換会を開催し、内部監査室との連携を図って適切な意思疎通及び効果的な監査体制を構築する。

監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。また、当社は、かかる起用に関する費用又は債務について監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。

対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。

内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果は取締役会及び監査役会に報告する。

必要に応じ、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上で、規程類の整備及び運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づき、次のとおり具体的な取り組みを行っております。

① リスク管理及びコンプライアンス体制の整備

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。リスク管理委員会は、四半期に1回の開催を定例としており、取締役、監査役、各部門長とともに外部専門家である顧問弁護士を委員に加え、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。当事業年度においては、4回の開催を行っております。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、関係する法令等の内容及び改廃動向を課員に伝達し、不測の事態が発生した場合にはリスク管理委員会へ報告することとなっております。

なお、当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者に該当し、取得、収集した個人情報の漏洩等は当社の信用力低下に直結することから、執行役員管理部長を個人情報管理責任者として個人情報保護規程及び同ガイドラインを整備し、個人情報管理に関するシステムのセキュリティ対策を講ずるとともに全役職員を対象とした研修を実施して個人情報の適正管理に努めております。

情報システム管理については、取締役CTOを責任者として、情報システム部を担当部署としております。

具体的には、業務内容により、アクセス権を制限し、担当者ごとにアクセス範囲を定め、個々人にIDを付与し、パスワードは、3ヶ月ごとに個人設定する管理体制とし、アクセスの証跡が残るようにしています。

また、外部接続装置の禁止、WEBサイトも業務上必要なサイトのみを利用することやSPAMメールを処理する等のウイルス対策を進めています。また、取締役CTOを議長として取締役、監査役、各部門長にて、月に1回のシステム管理委員会を開催し、インシデント及び障害の報告、情報システム・セキュリティ対応課題の共有や、開発プロジェクトの進捗報告等を行っており、当事業年度においては12回の開催を行っております。

② 内部通報制度の整備

当社は、社内での不正行為に従業員等が通報できるよう、内部通報規程を定めるとともに内部通報制度を設け、当社管理部を社内窓口、顧問弁護士事務所を社外窓口と定めております。

社内窓口へ内部通報があった場合は、通報の内容を精査した上で該当部署に対するヒアリング等により、通報内容の真偽を判断し、その後の対応を決定しております。

社外窓口へ内部通報があった場合は、担当者が通報者へ詳細なインタビューを行った上で、会社宛にレポート及び口頭により報告を行います。その上で社内担当者は内容の真偽を判断し、その後の対応を決定しております。

③ 反社会的勢力の排除に向けた取り組み

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、企業行動規範を定めており、その中では「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断を徹底する。」と定めております。

これらを受け、当社の主要な会議（全体会議等）などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図っております。

また、特暴連（麹町地区）にも加入し、情報収集を行っております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、所管部署は管理部として、運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、日経テレコンの外部データベース及びグーグル検索機能を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年6月には取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署や特暴連との関係を強化するべく、本社並びに各拠点に不当要求防止責任者を選任・配置しております。

(注)本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,074,529	流動負債	665,567
現金及び預金	1,062,248	買掛金	312,053
売掛金	322,080	1年内返済予定の長期借入金	106,497
商品	635,644	未払金	124,251
その他	58,119	未払法人税等	6,303
貸倒引当金	△3,564	契約負債	44,676
固定資産	172,860	その他	71,786
有形固定資産	58,447	固定負債	416,885
建物	35,710	長期借入金	416,106
その他	22,737	資産除去債務	779
無形固定資産	41,210	負債合計	1,082,453
投資その他の資産	73,201	(純資産の部)	
繰延税金資産	38,973	株主資本	1,161,954
その他	34,228	資本金	183,217
資産合計	2,247,389	資本剰余金	513,909
		利益剰余金	491,682
		自己株式	△26,854
		その他の包括利益累計額	735
		為替換算調整勘定	735
		新株予約権	2,246
		純資産合計	1,164,935
		負債・純資産合計	2,247,389

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,004,262
売 上 原 価	3,264,562
売 上 総 利 益	1,739,700
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,609,020
営 業 利 益	130,680
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	11
受 取 配 当 金	1
コ イ ン 失 効 益	3,471
受 取 手 数 料	573
そ の 他	719
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,286
為 替 差 損	1,335
そ の 他	422
経 常 利 益	128,411
特 別 損 失	
減 損 損 失	18,936
そ の 他	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	109,470
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	37,952
法 人 税 等 調 整 額	△2,847
当 期 純 利 益	74,365
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	74,365

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日残高	160,556	491,248	417,316	—	1,069,121
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	22,661	22,661			45,322
親会社株主に 帰属する当期純利益			74,365		74,365
自己株式の取得				△26,854	△26,854
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	22,661	22,661	74,365	△26,854	92,833
2023年3月31日残高	183,217	513,909	491,682	△26,854	1,161,954

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累 計額合計		
2022年4月1日残高	—	—	2,246	1,071,367
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				45,322
親会社株主に 帰属する当期純利益				74,365
自己株式の取得				△26,854
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	735	735	—	735
当期変動額合計	735	735	—	93,568
2023年3月31日残高	735	735	2,246	1,164,935

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,025,135	流動負債	664,277
現金及び預金	1,013,356	買掛金	312,053
売掛金	322,080	1年内返済長期借入金	106,497
商品	635,644	未払金	124,196
前払費用	17,776	未払費用	37,741
未収入金	39,403	未払法人税等	6,093
預け金	133	未払消費税等	29,404
その他	303	契約負債	44,676
貸倒引当金	△3,564	預り金	3,491
固定資産	223,247	その他	122
有形固定資産	58,447	固定負債	416,885
建物	35,710	長期借入金	416,106
車両運搬具	506	資産除去債務	779
工具器具備品	22,230	負債合計	1,081,162
無形固定資産	41,210	(純資産の部)	
営業権	2,016	株主資本	1,164,973
ソフトウェア	17,430	資本金	183,217
ソフトウェア仮勘定	21,383	資本剰余金	513,909
商標権	379	資本準備金	513,909
投資その他の資産	123,589	利益剰余金	494,702
関係会社株式	50,978	その他利益剰余金	494,702
出資金	10	繰越利益剰余金	494,702
長期前払費用	1,935	自己株式	△26,854
繰延税金資産	38,973	新株予約権	2,246
差入保証金	31,664	純資産合計	1,167,220
預託金	27	負債・純資産合計	2,248,383
資産合計	2,248,383		

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,004,742
売 上 原 価		3,264,562
売 上 総 利 益		1,740,180
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,608,298
営 業 利 益		131,881
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	1	
コ イ ン 失 効 益	3,471	
受 取 手 数 料	573	
そ の 他	712	4,769
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,286	
為 替 差 損	1,335	
そ の 他	417	7,039
経 常 利 益		129,612
特 別 損 失		
減 損 損 失	18,936	
そ の 他	516	19,452
税 引 前 当 期 純 利 益		110,159
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	37,742	
法 人 税 等 調 整 額	△2,847	34,895
当 期 純 利 益		75,264

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
2022年4月1日残高	160,556	491,248	491,248	419,437	419,437
事業年度中の変動額					
新株の発行	22,661	22,661	22,661		
当期純利益				75,264	75,264
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	22,661	22,661	22,661	75,264	75,264
2023年3月31日残高	183,217	513,909	513,909	494,702	494,702

(単位：千円)

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2022年4月1日残高	—	1,071,241	2,246	1,073,488
事業年度中の変動額				
新株の発行		45,322		45,322
当期純利益		75,264		75,264
自己株式の取得	△26,854	△26,854		△26,854
株主資本以外の項目の変動額(純額)			—	—
事業年度中の変動額合計	△26,854	93,731	—	93,731
2023年3月31日残高	△26,854	1,164,973	2,246	1,167,220

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年 5月23日

株式会社TORICO
取締役会御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米倉 礼二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	徳永 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TORICOの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TORICO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年 5月23日

株式会社TORICO
取締役会御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米倉 礼二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	徳永 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TORICOの2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年 5月23日

株式会社TORICO 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	大和 政之	印
社外監査役	森 孝司	印
社外監査役	佐藤 孝幸	印

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号
住友不動産九段ビル 4 階
ベルサール九段 ルーム 3



主要交通機関 東京メトロ半蔵門線、都営新宿線
「九段下駅」 5番出口より徒歩5分
東京メトロ東西線
「九段下駅」 7番出口より徒歩3分